

東浦町地域公共交通計画(案)の作成趣旨等

1 作成の趣旨及び目的

本町の最上位計画である第6次東浦町総合計画では、本町の目指す姿の実現のために、公共交通施策により「移動しやすく交流できるまち」を目指すことが示されています。

公共交通が果たすことができる多面的な役割を踏まえるとともに、新たなニーズに対応した持続可能な地域公共交通体系を構築することによって、移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現を目指すべく、「東浦町地域公共交通計画」を策定します。

2 作成の背景

全国と同様、本町においても少子高齢化の進行により高齢者人口が増加傾向にあります。加えて、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴う生活様式の変化により公共交通利用者が減少傾向にあります。公共交通が担うべき役割は、移動制約者（高齢者・障がい者・妊産婦・子ども等）の移動手段を確保することはもとより、外出したくなる仕掛けづくりによる交流の活発化、まちのにぎわいの創出、高齢者の運転免許自主返納促進への協力、さらに健康増進、コンパクトシティの実現、脱炭素社会への対応といった町の政策への貢献等、多面的なものが求められています。

このような状況のなか、公共交通が果たすことのできる多面的な役割を踏まえ、新たなニーズに則した持続可能な地域公共交通体系を構築するための取り組みが求められています。

3 立案する際に整理した実施機関の考え方

東浦町地域公共交通計画は、公共交通の利便性向上だけでなく、利用促進を目的とした機会の拡充や、維持存続を目的とした地域の足を守る取り組みを促進することで、移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現を目指して策定するものです。

この実現に向けて、本計画では、基本方針として「もっと使いやすいものに」「もっと使いこなせるように」「ずっと使い続けられるように」を掲げ、本方針に基づいた11個の目標を設定するとともに、目標を達成するための8つの施策の実施時期等を定めています。